

地盤沈下の防止に関する細目協定書

千 葉 県

〇 〇 〇 株 式 会 社



## 地盤沈下の防止に関する細目協定書

千葉県（以下「甲」という。）と＜企業名＞（以下「乙」という。）は、昭和56年1月10日付けで締結した「地盤沈下の防止に関する協定書」（以下「協定」という。）第2条第1項により次のとおり協定する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、別添「地盤沈下の防止に関する細目協定の改定に係る基本方針」（以下「基本方針」という。）を尊重し、基本方針に掲げる目標の達成に向け取り組むものとする。

（かん水の地上排水限量）

第2条 乙は、別表に掲げる期間において、かん水の地上排水限量を年間の日平均値として同表に掲げる量以下とするものとする。

2 乙は、平成28年から平成32年までの各年ごとのかん水の地上排水量を、原則として漸減させるものとする。

3 甲は、協定第4条第1項により承認した井戸群について、別途乙と協議の上、地上排水限量を年間の日平均値として設定するものとする。

（かん水の地上排水量の測定）

第3条 乙は、原則として基地ごとにかん水の揚水量、地下還元水量及び地上排水量を測定し、毎月の記録を取りまとめ、翌月の終りまでに甲に提出するものとする。

（地下水位等の測定）

第4条 乙は、原則として基地ごとに井戸を定めて地下水位等の測定を年間2回程度実施し、その結果を甲に報告するものとする。

2 乙は、原則として基地ごとに地盤沈下の状況をとらえるための測定点を設け、水準測量を実施し、その結果を甲に報告するものとする。

（その他）

第5条 不測の事態が発生した場合、本細目協定期間内における目標達成状況の評価や取組状況の評価を踏まえた対応について、甲乙協議するものとする。

2 不測の事態が発生した場合、その地盤沈下への影響を評価したうえで、次期細目協定の基本方針の目標や方途などについても、前項を準用する。

第6条 この細目協定に定めのない事項については、別に甲乙協議の上、定めるものとする。

（附 則）

1 この細目協定は、平成28年4月1日から平成32年12月31日まで効力を有する。

この細目協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年3月30日

甲 千葉県千葉市中央区市場町1番1号  
千 葉 県

千葉県知事 森 田 健 作

乙 <所在地>  
<社 名>

<代表者職氏名>

別 表

( 企 業 名 )

地 上 排 水 限 度 量

ブロック名	所属基地名	所在地	期間	ブロック地上排水限度量 (kl/日)	備考
〇〇	〇〇	〇〇市〇〇1-1-1	平成32年 1月1日 から 同年12月 31日まで	〇〇〇	

# 地盤沈下の防止に関する細目協定の改定に係る基本方針

県と天然ガス採取企業（以下「企業」という。）9社との間で平成22年12月に締結した「地盤沈下の防止に関する細目協定」（以下「現協定」という。）が平成28年3月に満了となる。

現協定の目標は、概ね達成されているものの、一部地域においては依然として地盤沈下は継続している状況にある。

現協定の達成状況、最近の地盤沈下の状況等を踏まえて、更なる地盤沈下の防止を図るため、以下のとおり基本方針を定め、細目協定の改定（以下、改定後の細目協定を「新協定」という。）を行うこととする。

## 1 対象企業

現協定を締結している9社

## 2 新協定の締結期間

平成28年4月1日から平成32年12月31日までの4年9か月間とする。

## 3 新協定における目標の考え方

- 短期間（1年程度の期間）での急激な地盤沈下を抑制する。
- 特に、九十九里地域で標高5m未満の地域（以下「平野部」という。）については、浸水被害等の危険性が高いことから、地盤沈下の更なる抑制を図り、もって、住民の生活環境を保全する必要がある。このため、現協定に掲げる目標を更に強化する。

## 4 新協定の目標

- 年間沈下量2cm以上の地域をなくす。
- 平野部においては4年間の累積沈下量が3cmを超える地域をなくす。
- ※ なお、本目標は平成29年1月1日から平成32年12月31日までの4年間で達成するものとする。

## 5 目標達成のための方途

### (1) 現在設置されている井戸に係る取組

かん水の1日当たりの地上排水限度量を一定単位の井戸群（ブロック）ごとに設定し、かん水地上排水量を一定の範囲内に抑制する。（以下、この地上排水限度量を「協定値」という。）

なお、新協定における目標の水準を過去4年間\*において既に達成している地域にある一定単位の井戸群（ブロック）についても、可能な限り地上排水量の削減に努める。

※「過去4年間」とは、平成23年を除いた平成22年、24年、25年、26年の4年間をいう。

#### ① 九十九里地域

当地域は、現協定の目標は概ね達成されているものの、一部では、目標が達成されていない地域もあることから、現協定における協定値の総量147,595kℓ/日から約2,500kℓ/日削減した値（約145,095kℓ/日）を新協定における協定値の総量とする。

#### ② 千葉地域、成田地域

当地域は、いずれも内陸地域であり、現協定の目標を達成している。また、過去4年間の地盤変動調査結果を踏まえると、新協定目標の達成が見込まれることから、現協定における協定値の総量14,396kℓ/日を維持する。

### (2) 井戸の設置に係る取組

- ① 新たな井戸を設置するときは、地盤沈下の防止に関する協定第4条第2項の規定により定めた「天然ガス井戸設置基準」に基づき、標高5m未満の地域や市街地等を除いた区域内に限ることとした上で、当該井戸に係る地上排水限度量を設定し、周辺地域の初期沈下の防止を図る。
- ② 平野部において、井戸の掘り替えを行う場合は、地上排水量を掘り替え前より、原則、20%以上削減することとする。

### (3) 年間計画書の作成及び見直し

企業は、新協定における協定値を踏まえ、4年間のかん水の揚水及び還元に係る計画を作成するとともに、同計画に沿って、毎年、年間計画書を作成する。

なお、県が実施した地盤変動調査の結果を踏まえ、年間目標（年間沈下量2cm以上の地域をなくす）が未達成であった場合、又は、平野部における累積沈下に係る目標達成が困難と見込まれる場合は、直近の、又は、翌年の年間計画書の見直しを行うものとする。

#### **(4) 中間年における評価の実施**

中間年にあたる平成31年度において、協定における取組状況の評価を実施する。その結果、目標達成が困難と判断される場合には、直近の、又は、翌年の年間計画書の見直しを行うものとする。

#### **(5) 平野部における今後の地盤沈下防止対策の検討**

平野部における地盤沈下の防止に向け、今後のかん水採取や技術的な取組など、幅広い議論を行う場を設定し、県、地元市町村及び企業との間で協議・検討を行っていく。

#### **(6) 新たな技術への取組**

企業は、地盤沈下の防止に向けて、新たな技術の開発や導入に努める。

### **6 平成28年4月1日から平成28年12月31日における取扱**

新協定における目標の達成期間を平成29年1月1日から32年12月31日までの4年としたことに伴い、平成28年4月1日から12月31日までの地上排水限度量の総量は、現協定値と同一とする。